

地区防除指針

平成9年5月

宮 城 県

【地区防除指針】

1 自主防除措置を推進すべき森林の基準

高度公益機能松林及び被害拡大防止松林の周辺に位置し、松くい虫の駆除又はそのまん延防止のための必要な措置（以下「自主防除措置」という。）を促進することにより、高度公益機能松林の保全に資することが見込まれる松林で、かつ一定のまとまりを形成している松林であること。

2 地区実施計画の指針となるべき事項

(1) 特別伐倒区除

イ 実施箇所

- ① 伐倒駆除による駆除効果が十分でない松林
- ② 地形が平坦で林道等も整備され、被害木の搬出が容易に認められる松林
- ③ 焼却又は現地での破砕が可能な松林
- ④ 特別防除又は地上散布実施松林及びその周辺松林で徹底した駆除が必要な松林

ロ 実施上の留意事項

- ① 移動式チップパーや炭化炉等、被害木の破砕や焼却等に必要な施設の整備に努めること。
- ② 火災の防止、作業場の安全、煙による周辺への影響の軽減に必要な措置を講じること。

(2) 伐倒駆除

イ 実施箇所

特別伐倒駆除によらない松林であり、地理、地形等の条件を勘案の上、最もその場所に適した事業種を採用するものとし、適期による確実な実施が図られるよう努めること。

ロ 実施上の留意事項

- ① くん蒸剤や薬剤による駆除方法が多いことから、薬剤等の取り扱いを適

正に行い、自然環境や生活環境に配慮した対策を講ずること

② 被害木の搬出による防除効果の効果が図れるよう、利用価値に配慮した伐採方法を考慮すること。

(3) 補完伐倒駆除

イ 実施箇所

特別伐倒駆除又は伐倒駆除の対象区域内で、被害が継続して見られる松林、林内が密で被圧枯死木が多く見られる松林及び雪害、風害、干害等による被害が発生した松林を対象とする。

ロ 実施上の留意事項

補完伐倒駆除を要する林分においては、駆除効果の高い時期である10月以降12月末までに実施し、かつ自然乾燥が促進されるための措置を講ずること。

(4) 松林の健全化整備について

イ マツノマダラカミキリの繁殖源の減少・抑制を図り、被害のまん延防止を資するため、高度公益機能森林又は地域実施計画対象森林のうち樹種転換の実施を計画しない松林であって、被圧枯死木、枯れ枝、倒木等が多数見られる林分等においては、各森林所有者等が不用木等の除去・処理、枝打ち、林床整理を励行することとする。

ロ 不用木等の除去・処理については、林分がうっ閉し、被圧木が発生しつつある林分において、適度な密度を維持するために実施するため、次の事項に留意しながら行うこととする。

① 林木の生育環境の急激な変化を避けるため、極度な本数減少をすることなく、林分状況に応じた効果的な実施に努めること。

② 松くい虫が付着していると思われる不用木については、破砕、焼却等の処理を適切に行うこと。

③ 伐採木等が新たな繁殖源とならないように、作業は12月末までに実施するよう努めること。

ハ 枝打ちや林床の整理の実施については、被害が長期にわたって低密度に継続し、

枯れ枝、倒木等が多く見られる林分において、被害の激化防止を目的として行うこととする。

(5) 市町村においては、森林組合、素材生産業者、製材業者、チップ生産業者等との連携のもとに松林の被害状況、松林の伐採動向、松材の流通加工等に関し、適時適切な情報の交換により、利用価値に配慮した駆除作業種を採用し、被害木の有効利用が図られるように努めることとする。

(6) その他

松くい虫による被害木の伐採・搬出・被害跡地造林の促進を図るため、林道・作業道の整備を推進するよう努めるものとする。

なお、これら整備に当たっては、機材の搬入や伐採木の搬出等のために不可欠な特別伐倒駆除や樹種転換などの実施箇所を優先的に行うものとする。